

## 総務政策委員会会議録

### 招 集

令和7年11月13日（木）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）塚田 佳充 （副委員長）安達 卓是  
岩崎 康朗 大下 哲治 奥岩 浩基 徳田 博文  
土光 均 戸田 隆次 森田 悟史

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

【総合政策部】佐々木部長 松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長  
[交通政策課] 倉本課長 戸崎係長  
[人権政策課] 萩原課長補佐兼同和対策担当課長補佐 桶口人権啓発担当課長補佐  
【都市整備部】  
[都市整備課] 本干尾課長 中原米子駅周辺整備推進室長

### 出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 松原議事調査担当主任

### 傍聴者

稻田議員 岡田議員 門脇議員 津田議員 又野議員 松田議員 森谷議員

矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者1人 一般1人

### 報告案件

- ・自動運転バス実証運行事業の進捗状況について [総合政策部]
- ・東山公園駅スロープ等設置に伴う概略設計業務委託に係る入札について [総合政策部]
- ・「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正について  
[総合政策部]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○塚田委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

本日は、総合政策部から3件の報告がございます。

初めに、自動運転バス実証運行事業の進捗状況について、当局からの説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 まず最初に、自動運転バス実証運行事業の進捗状況について報告させていただきます。本市の自動運転の事業につきましては、6月の定例会中の委員会のほうで事業採択になったという報告をさせていただいておりましたけども、その後の進捗について本日は報告させていただきます。

まず、本市の事業につきましては、国の補助金ですね、自動運転社会実装推進事業の重点支援事業として採択されておりますので、これを活用しながら進めてまいります。前回報告させてもらったときには重点支援事業はおおむね10か所程度の採択という報告をさ

せていただいておりましたが、その後、正確な数字が出まして、13事業が全国で採択になったということで、本市はそのうちの一つの事業でございます。

1番、実証運行事業の推進体制です。自動運転の推進に当たりましては、許認可取得の課題協議や関係機関の綿密な連携が必要ですので、推進組織を設置、設立いたしました。名称が米子市レベル4自動運転実装推進協議会・地域コミッティでございます。令和7年7月3日に設立しております。構成員としましては、記載のとおりなんですけれども、本市が事業統括をしまして、BOLDLY株式会社のほうが運行事業の管理・運営を担っていただきます。運行については、日ノ丸自動車さんに運行いただくこととしております。BOLDLY社の説明、その括弧のところに書いてありますので、御覧いただけたらと思います。

2番目、実証運行の実施概要でございます。本年度の事業は、2台体制で予定しております。運転の一部を自動化するというレベル2の段階での実証を予定しております。レベル2というのは、運転手が同乗する格好で進めてまいりますので、例えばですけど、乗降が困難な方へのサポートですか、緊急時の対応など、安全かつ円滑な実証を進めてまいります。

次に、運行車両でございます。運行車両は、WeRide社製のRobobusという車両で行います。この車両、右側に写真を載せております。渋滞中を含む車線変更など、これまで各地でいろいろ車両が導入されておりますけども、国内で導入された車両ではちょっと難しかった動作、車線変更などの動作が、安全かつスムーズな形で実現可能な車種となっております。

この車種につきましては、7か国30都市で100台以上の運行実績というかなり実績のある車両でございまして、国内では既にこの車両、レベル4の運行ですね、許可を得て、具体的に言いますと松山市さんがテスト運行を今されています。年明けにレベル4で実証されるというふうに伺っております。

この車両につきましては、定員が11名、最高速度は時速40キロとなっております。

運行のスケジュールでございますけども、2台体制でございます。まず、1号車につきましては、おととい11月11日からテスト運行しております。これが終わりましたら、12月22日から年明けの2月末まで実証運行をさせていただく予定でございます。2号車につきましても同様にテスト走行、実証運行という形で、記載のとおりのスケジュールを予定しております。

運行ルートにつきましては、右側の図面も併せて見ていただきたいと思いますが、米子駅から鳥取大学医学部附属病院間の往復3.1キロのルートを予定します。

ダイヤにつきましては、現在調整中でございますが、1台体制時と記載しておりますが、12月22日から1月12日の間は、1台体制のときは30分置きに1便で運行いたします。2台目の車両が参りましたら、2台体制に移ってまいります。その際は午前は15分置きに1便、午後は30分置きに1便という予定で今調整しております。2台体制時の午後につきましては、2台のうち1台を団体での視察や体験乗車に活用したいという考えでございます。

今後の予定ですけども、まず令和8年度ですね、来年度は、また国の財源を活用しながら、これから始めます実証運行と同じルートでのレベル4の実証に移行したいという考え

でございます。あわせまして、運行ルートの拡充についても検討しながら進めたいというふうに考えております。

最後です。来年度以降になりますけども、実証運行の結果を踏まえまして、町なかや郊外のコミュニティーバス、さらには路線バスのうち利用者需要が高い路線への段階的実装を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

徳田委員。

○徳田委員 私のほうからは、運行車両の件で確認なり、詳しく説明を受けたいと思いますけども、先週、呉市に視察行かせていただきまして、一言で言いますと、やはり路駐の車とかがある場合はなかなか運行がスムーズにいかないと。人による変更なりなんなりを、やっぱりやっていかないといけないというような話も聞いたんですけど。ここに記載がございます、渋滞中を含む車線変更などこれまで国内で導入された車両では困難とされた動作、ということなんですが、これは自動で、という理解なんですか。それとも例えば人が何か操作して。レベル2ですから、やらないといけないのかって、ちょっとその点詳しくお聞かせいただきたいと。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 この資料に記載しております渋滞中を含む車線変更についてでございます。これにつきましては、手動介入せず、ですので、システムで回避することができる車両となっております。ちょっと呉市様の状況分かりませんけども、ハンドルを取らずに渋滞を避けて運行ができるということです。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 そうしますと、現段階でもレベル2を超えた操作性があるという理解でよろしいんでしょうか。要するに人がやらなくても自動でなるということですね。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 運転自体はもうシステムのほうでしますので、同乗する運転手については緊急時の対応とかになりますので。基本的には、ちょっと100%最初からなるかどうか分かりませんけど、ほぼほぼシステムでの自動運転というふうに進めています。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 分かりました。ありがとうございます。

それと運行スケジュールなんんですけど、この図を見させていただきますと、ルート的には1号車、2号車ともに同一ルートでやるという理解でよろしいですか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 その理解で結構でございます。

○塚田委員長 よろしいですか。

○徳田委員 はい。

○塚田委員長 ほかに。

岩崎委員。

○岩崎委員 私のほうからは、全体的にこの実証実験を繰り返していく中で、これからのことだと思いますが、いろいろ課題も見えてくる。ただ、この自動運転バスを走らせるに

当たって、やっぱり一番障害になるのは、一般ドライバーとか、例えばタクシーを含むそういうもののとかが自動運転のバスに対しての割り込みとか、要するに意識の温度差が地域によっては結構違うということを伺っております。

したがって、実証実験を進めるに当たって、今後のこともありますので、広く一般のドライバーとか、そういう方々にもくれぐれも協力を求めるという姿勢をぜひ出してほしいなと思つります。やっぱり一般ドライバーというのは、緊急車両だと道交法でいえばすぐぴたっと横に寄せてとか、いろいろあるわけですけど、これは慣れてないので、そういうふうにならぬように広く広報していってほしいなと思います。

それともう1点、特に車椅子の方なんかですね、レベル2だと介助する方が一応見届けるということはあるんでしょうけど、今後、レベル4になった場合、そういう場合の対応はどのように検討しておられるのか、お尋ねします。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 まず、1点目でございます。これにつきましてはおっしゃるとおりでございまして、ほかの交通の方々も道路走られてるわけですので、そこら辺、十分御理解いただけるように広報、周知を徹底しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それと車椅子の方への対応ですけども、行く行くレベル4になった場合につきましては、レベル4というのは運転手が不要という状況ですので。ただ、運転手は不要なんんですけども、車椅子の方の乗車というのは当然介助が必要になってまいりますので、運転の資格はないけども、サポートする方に乗っていただくような格好になるんじゃないかなと。これもまだこれから検討になりますけども、恐らくそうなるんじゃないかなと現時点では考えております。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかに。

森田委員。

○森田委員 今の岩崎委員の話も踏まえまして、もう少し包括的にといいますか、懸念されるようなこととしてどのようなことを想定されているのかというところと、あとそれに対する対策をどのようにお考えかというところを伺いたいと思います。

○塚田委員長 戸崎交通政策課係長。

○戸崎交通政策課係長 今回のルートですけれども、大きな交差点ですとか、あとは路上駐車の多いような駅前通りですね、そういうところを通りますので、やはりそういうところをクリアできるのかどうかというのが課題になるとは思っております。先ほども申しましたように、かなり高性能な車使っておりますので、一応BOLDLYさんのほうでもそういうところには対応可能ということで聞いております。そういうところを踏まえまして検証を進めていきたいと思っております。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 あとは気になるところというと、速度のところ、最高速度は記載していただいているんですけれども、実証運行時どの程度の速度になるかによっては、例えば渋滞を引き起こすおそれがあるのではないかとか、そういうことも考えるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○塚田委員長 戸崎交通政策課係長。

○戸崎交通政策課係長 この車両につきましては、センサー、カメラ、それからA I がかなり高性能ということで、先ほど来高性能ということで申しているんですけども、速度につきましてもそういういろいろなセンサーとかによって情報を得まして、その場の交通状況に応じた適切な運行ができるものと聞いております。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。詳しい性能などは分かりませんので、そういうことで理解をさせていただきたいと思います。

あともう1点が、この実証運行ということで、実際に乗車される方がおられると思うんですけども、こういった方に対するアンケート調査などを予定しておられるのかというところと、その際の手法ですね、例えば紙媒体でやるのかQRコードでやるのかといったところについても伺っておきたいと思います。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 実証運行中の御利用になった方へのアンケートでございます。これにつきましては紙媒体と、あと電子のものと両方で御意見伺ってまいりたいというふうに考えてます。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

安達委員。

○安達委員 今まで委員さんから聞かされているところでセンサーとかがしっかりと車両を搭載するということとシステム化をきっちりするということなんですが、たまたまこの間、自分、公会堂のところで出会ったんですが、緊急車両が中央車線を越えて、緊急車両ですからどいてください的なアナウンスをしながら自分の走りたいところまでやってきたんですよね。そうすると、もう左に寄せなきゃいけない、そういうところの運行判断ってのはこういう車両はできるもんかなと思って、ちょっと心配をするんですが、どうでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 走行する部分というのは、3Dマップで大体決めております。その中で、その車両自体が適否を判断して右に寄ったり左に寄ったりという仕組みであります。

ただ、今おっしゃったような緊急車両で、必要以上にといいますか、通常想定され得る以上に路側に寄るということはなかなか今回の実証では困難かもしれませんので、その際には運転者が介助をするなり、補助するなり、そういう形での運行が想定はされるところであります。

今回はあくまでもレベル2での実証でありますので、いろんな洗い出しをしていかなければいけないと思っております。例えば先ほど懸念の話もございましたが、せんだっての協議会でもちょっと議論があったんですけども、雪が降ったときはどうなのかと。特に路側に圧雪があったとき、どういうふうによけるのかとか、その辺は実を言うとまだ若干の懸念はあるところでございますので、仮に多い圧雪があったときには運行すらるべきなのかどうかという判断も正直出てくるかと思いますので、その点も含めて実証はして

いきたいというふうに思っております。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 具体的な運行のところで心配すれば切りがないところがありますが、今、部長が言わされたように、圧雪は、この山陰地方ですから1月、2月頃はありそうな気配がします。そのところの運行、まずするかどうかというのと、運行し始めて雪がどんどん降り積もってくる状況もありますから、そこら辺の対応を考えてもらえばと思うんですが。この期間中にこのコースを40キロで走るというところを、どこら辺を想定しておられるのかなと思って。もし予定、現段階であるなら、ちょっと見てみたいし、乗ってもいいかなと思うんです。40キロって結構速いんで、遅いのも大変ですけれども、40キロで走るというのが、今の段階でどこら辺を想定、予測をしておられるなら、見てみたいと思っておるんですが、どうでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 40キロというのは、あくまでこれは最高速度でありますので、この範囲内での安全運行ということになろうかと思います。信号もかなりありますので、信号の合間で前後に車両がない場合には40キロに近い走行は可能かもしれません、一般的にあの区間というのは、やはり信号とか、あるいは前後に車両があるのが一般的だと思いますので、全てフルで40キロということは想定されないのかなというふうには現段階では想定をします。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 それと、路線バスとかは今ICOCAとかが使えますよね。この車両の対応はどんなソフトが使えるのかな。今の段階で教えてもらえますか。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 実証運行期間中は無料で運行しますので、特に決済手段というのは現時点では持ち合わせておりません。行く行くは社会実装という段階になりますので、その際にはキャッシュレス決済をはじめ、その段階で検討する格好になるかなというふうに思っております。この実証運行中は料金発生しませんので、ICOCAとかを導入はしません。

○安達委員 分かりました。

○塚田委員長 よろしいですか。

○安達委員 はい。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 まずは、11日でしたかね、納車おめでとうございます。これまで大変だったと思いますが、期待しておりますんで、引き続き頑張っていただけたらなと思います。

前回も少しお話したかもしれないんですけど、先ほど部長からお話があったとおり、今回レベル2実証事業になりますので、通常の夏季というか、夏の時期、雪がない時期と、あとは積雪あるだろうというところと、両方踏まえてこの時期でやられると思うんですけど、こちらのバス、海外で主に運行はされてるんですが、今年、北京のほうでも雪道が課題だっていうところでいろいろとアップグレードされたというようなお話を伺ってますし、その辺を踏まえた上で山陰の気候に対してどうかなっていうところをしっかりと実証のとこ

ろで、気候条件、雪道もそうですけど、レーダー改変のときにもあったんですけど、霜がついたりとか、視界が悪いときとかのレーダーの当たり具合がどうかっていうようなその辺のところが実際、米子のまち走らせてみるとどうかなっていうところ見ていただけたらなと思いますんで、いろいろ見られるとは思うんですけど、その辺りしっかりデータを取って次につなげていただけたらなと思います。

その上で、1点だけ質問させていただきたいんですけど、今回実証事業で料金発生なし、皆さん無料で乗られますよっていうことだったんですが、ちょうどスタート時期が12月の末あたり、恐らく帰省で駅前辺りとか人が増えるような時期かなと思いますので、歩行者さんも多い、車の交通量も多いっていうときになりますので。まだ今11月ですので、12月、年末に向けてしっかり報道のほう、マスコミさんとも協力しながら、この時期ここを通りますよっていうような、ほかの委員さんからも御意見はあったんですけど、しっかりと周知をしていただいて、この年末の歩行者さんも車も多い時期に混乱がないように周知していただければなと思いますんで、よろしくお願ひします。答弁があればお願ひしたいですけど、意見です。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 今回の実証の目的は、当然ながら実装を目指してということで、そのためにも安心・安全でスタートするということが最優先であります、もう一つの目的として、やはり自動運転というものに対しての市民の皆様方に御理解を得ていくという作業というのは非常に欠かせないと思っております。のために2台目の車両については、午後については御視察ですとか、あるいは地元のお子様とか、高齢者の皆様方にも体験をしていただくというようなことも併せてやっていきたいというふうに思っております。冒頭にも岩崎委員からもございましたとおり、やはり並走する車両とか、そういった皆様方にもやっぱり御理解を得ながら安心・安全なスタート切っていきたいと思いますので、殊さら広報に関しては注意してやっていきたいというふうに思っております。以上であります。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 まず説明の中で重点支援事業、13か所、最終的に指定されたということで、後でもいいですから、この13か所、どういうところがというのを資料で一覧で頂きたいと思います。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 ちょっと今持ち合わせておりませんので、御用意してお届けしたいと思います。

○土光委員 よろしくお願ひします。

それからもう一つ、8月に、ニュースで見たんですが、自動運転で街路樹に割と正面からぶつかるというような事故があった。これ東京都がやってるところで、八王子市の高尾駅周辺というふうにニュースがありました。この自動運転やってる中にBOLDLY社も参加してるというふうに聞いていたので、その事故のことが今回米子市でやろうとしてるところで影響があるのかどうか、この辺はどういうふうに考えているかというのをお聞きした

いです。

○塚田委員長 倉本交通政策課長。

○倉本交通政策課長 東京都の八王子市で事故があった件です。これにつきましては BOLDLY 社も関与されてましたので、私たちも BOLDLY 社のほうからヒアリングもさせていただいております。東京都が先日、この結果について発表されております。米子市のこの事業にどう関係あるかというところですけども、今回事故があった自動運転のシステムと本市が今回導入する自動運転のシステムと、違うシステムになっております。ですので、当然安全には十分配慮して進めていますけども、違うシステムですので、大丈夫かなというふうに思っておりますし、BOLDLY 社のほうも同じようなことが起きないかということで点検、チェックはされてるというふうに聞いておりますので、そこら辺は心配ないというふうに考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この東京都のやつで事故の原因とか、再発防止策とか、いろいろやられてるというふうに発表があったと思いますが、少なくともその当事者である BOLDLY 社が米子でやるときに関しては、その辺も踏まえてというか、別な言い方すると、多分今の答弁では、直接の影響はないで特に問題はないというふうに言っているということですね。

○塚田委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、本件については終了します。

次に、東山公園駅スロープ等設置に伴う概略設計業務委託に係る入札について、当局からの説明を求めます。

本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 東山公園駅スロープ等設置に伴う概略設計業務委託に係る入札について報告させていただきます。

資料、先ほど通知をさせていただきました。交通政策課所管の東山公園駅改修事業におきまして、東山公園駅スロープ等設置に伴う概略設計業務委託を発注、それから契約をしたところでございますが、この中で都市整備課で行いました予定価格作成のための積算に誤りがございまして、予定価格及び最低制限価格が適正でないことが判明したことから、本業務の委託を契約を解除いたしまして、再度入札を実施しようと考えております。

本業務の概要につきましては、資料の 1、入札案件に記載しておりますが、東山公園駅の上り、下り両側ホームへのスロープ設置について検討するため、測量、それから地質調査及び概略設計を行うものでございまして、10月3日に入札を行いました、10月10日に 1,320 万円で株式会社エイト日本技術開発鳥取支店さんと契約をしたところでございます。

積算誤りの内容というところでございますが、2に記載しておりますが、地質調査費の積算におきまして、積算システム上で自動計算される電子成果品作成費というのがございますが、これが正しく積算されていなかったことが誤りの内容となつります。正しく積算されておれば波線で記載のとおりの予定価格、最低制限価格となっておりまして、最低制限価格が税抜きで 3,000 円下がる結果となっていました。

この積算誤りにつきましては、3番の判明の経緯に記載のとおり、関係事業者さんからの積算内容についての問合せがございまして、都市整備課のほうで確認したところ誤りが判明したものでございます。

この原因につきまして、4に記載しております。委託費の積算については積算のシステムにより行っておりますけれども、この電子成果品作成費の関する項目の入力ミスにより誤った計算結果が出力されたことが原因となっております。具体的に言いますと、この積算システムでの積算においてはレベル1、2、3というような具合で体系化されておりまして、レベルが下がるほど細かい工種となっていくんですけども、この電子成果品作成費という項目は本来このレベル1というところに入力すべきところ誤ってレベル2というところに入力したというところが具体的な要因となっております。

この誤りによる落札業者決定への影響でございますが、5に記載のとおり、この積算誤りがなければ今回失格となった業者さんが落札する結果となっていました。

資料2枚目の末尾に入札結果、執行の結果を表で記載しております。そちらを御覧いただきますと、右下に最低制限価格が税抜きで1,118万9,000円というふうになっておりますけれども、これが正しく計算されていれば先ほど申しましたように3,000円低い数字になっておりまして、1,118万6,000円となります。そうすると、この失格となっていましたA社さんが最低制限価格を本来1,000円上回っており、落札というふうになっていたということになります。

資料2枚目の上に戻りまして、6番の本市の対応につきましてですけれども、現在の契約の解除を行いまして、改めて入札を行うこととしております。これにつきましては、受注者さん等にも謝罪・説明を行いまして、内諾を得ているところでございます。

また、契約以降この積算誤りが判明するまでに、受注者さんのほうにおきまして業務計画の作成等準備行為を行っておりましたので、それにかかった経費として19万9,100円をお支払いする予定としております。

最後に、7番、再発防止策でございますが、この同じ積算システムを使用する部署、主には道路整備課ですとか、下水道整備課とかございますが、そちらに情報共有を行ったところでございます。

また、土木工事における設計工事や設計業務委託等の積算の審査につきましては、現在もチェックシートというのを用いて、担当者、それから審査する者、担当課長補佐、そちらのほうでチェックをしているところでございますけれども、このチェックシートに今回の項目を新たに追加しまして、再発防止に努めたいと考えております。説明は以上です。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

徳田委員。

**○徳田委員** 御報告にあったように、経緯だとか体制については分かりましたけども、これやっぱり、外部業者の指摘があるまで判明しなかったということが一番の問題であるように僕は思うんですけども、その辺り、例えば入力の部分でどなたが担当してもできるようなマニュアルみたいなもんというのは当初からあったんでしょうか、なかったんでしょか。

**○塚田委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** このシステム自体は土木技師さん皆さんが使っているシステムでございまして、その使用のマニュアル等はございますけれども、具体的に、先ほど申し上げたレベル1にきちっと入力するといったところのマニュアルですとか、さっき言ったチェックっていうところができていなかったというところでございます。

○**塚田委員長** 徳田委員。

○**徳田委員** やはり課長さんが言われるように、それはどなたでもできる体制ではないと僕は思いますので、いま一度、そのシステムが正しいかどうかという最終的なチェックの体制も含めて、やっぱりやらないと同じような事象が、ヒューマンエラーだと思いますから、出てくると思いますので、それこそ急がれるべき対策ではないかと思いますので、御対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○**塚田委員長** ほかに。

森田委員。

○**森田委員** いろいろ説明いただいたところがありまして、3の判明の経緯のところに、入札後に関係業者から問合せがありということで、入札後なので、10月3日以降に問合せがあったということは分かるんですけども、この具体的なタイミング、いつその関係業者の方から問合せがあり、いつこの誤りが判明したのかっていうところがお伺いできればと思いますけど。

○**塚田委員長** 中原都市整備課室長。

○**中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 入札後の関係業者からの問合せについてなんですけども、担当者への問合せ自体は10月24日にあります、その日に実際積算を確認して、その日に誤りが判明したところでございます。以上です。

○**塚田委員長** 森田委員。

○**森田委員** 分かりました。入札後と書いてあったので、もしかしたら契約までのところで分かった可能性もあったのかなというふうに想像してしまっただけでしたので。以上です。気をつけていただければと思います。

○**塚田委員長** ほかにございますか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 業者さんにも御迷惑おかけしたっていうことで、損害賠償金支払う予定ということで、大体このぐらいの額ですよって先ほど御説明あったんですが、これ予算的にはどういった措置になりますでしょうか。

○**塚田委員長** 倉本交通政策課長。

○**倉本交通政策課長** 予算の対応につきましては、現在この設計委託費として予算計上をしておりますけども、その中の流用の対応になろうかと考えてます。

○**塚田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** そうすると、特段これにかけて何か新たにっていうことはなさそうですので、分かりました。

あとは最後、ほかの委員さんもおっしゃっておられたんですけど、こういったことはないほうがいいにこしたことはなくて、今回御報告いただいたので、再発防止はしっかりと取り組んでいただきたいんですけど、どうしても人がやるとなると完璧というのには難しいところもありますので、どうやって組織的に、仕組み的にエラーが出てこないようにチェック

クをしていくかっていうのが大事だなってことで皆さん御質問、御指摘されてたと思うんですけど。今回チェックシートに項目も加えられるっていうことだったんで、それもぜひしていただきたいなっていうのと、あとは、私もあんまり詳しくないので分からんんですけど、この積算システムのほうですね、こちらは入るときに何かログイン IDとかそういうのが要るんでしょうか。それとも、どなたでも対応のパソコン入ると使えるみたいな形なんでしょうか。というのも、ある程度ログイン履歴と IDで、どなたが入ってどういう作業をいついつしましたよっていうのが分かれば、二重チェック、三重チェックっていうときにやりやすいかなと思ったものでして。そういったところは現時点でどういうふうになっておられますでしょうか。

○塚田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 この積算システムにつきましては、各職員が ID番号とパスワード持ってまして、それを入力して入るという形になってまして、基本的にはその個人個人でしか入れないっていう、誰もが入れるっていう状況ではございません。

ただ、積算のチェックにつきましては、基本的には今、都市整備課においては出力した紙ベースで最初の積算のチェックはしておりますので、チェック自体は複数人で行っているところでございます。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 システム上きちんとできてるようで安心しました。

先ほど複数人でチェックされるって言っておられたんですが、積算される方とチェックされる方が大体こういった事業ですと何名体制ぐらいでやっておられるんでしょうか。過度に少ないと大変だろうなというのもあったので。

○塚田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 本人のチェックと、審査というところでほかの職員が1名チェックをします。その後、各担当課長補佐、室長というところがチェックするというような体制になっております。以上です。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。そうすると、再発防止策にも書いておられて、御説明あったんですけど、現体制ではチェックシートのほうに今回の入力ミスの原因の項目を加えて同じようなのができないようにということは妥当の防止策かなと思いますので。ほかにも併せて、ちょっとしばらくはばたばたされるかもしれませんけど、落ち着かれたらほかのところでミスしやすいところはないかというところも再度確認していただきて、必要に応じてこういった防止策、未然に防いでいただけたらなと思いますんで、ぜひよろしくお願ひします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

戸田委員。

○戸田委員 奥岩委員と重複する部分があるかもしれませんけれども、担当者が入力をして、チェックをしたということですけれども、しかし、こういう事例が出るということになれば、やはり担当者にお任せというような体質が浮き彫りになっておるのではないかと、私はそういうふうに感じるわけですが、その辺はどのように感じておられますか。

○塚田委員長 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** チェックする者は、先ほど申しましたように担当者以外にも審査する職員がいて、室長なり担当課長補佐もチェックをかけているところですが、言われるようにより今回はチェック自体が機能しなかったというところが当然あったかと思います。この入力ミスによって誤った結果が出るというところが把握できていなかったというか、先ほど言ったレベル1に入れるべきところ2に入れると、結果自体は出るんですけど違う結果が出てしまうというところが、うちのほうでも把握ができていなかったというところもあろうかと思いますので、その辺も含めて、やはり自動計算であっても、きちっとしたところに入力されているかといったところを、今後チェックリストを含めてきちっとチェックしていきたいというふうに考えております。以上です。

○**塚田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** チェック体制も十分に機能果たしておらなかったという状況なんですが、やっぱりこういう入力をして、第三者の方々の視点で、違った視点で見るのがチェックの在り方であって、マンネリ化が生じていることはこれは否めないというふうに私は感じておるんですが、その辺のとこ十分に今後気をつけられたいというふうに申しておきたいと思います。

もう一つが、再発防止対策で、再発防止に努めるということが書いてあるんですけども、具体的にどのような再発防止を講じようとしてるのか、その辺のところ伺っておきたいと思います。

○**塚田委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 資料に書いてますチェックシートというのは、これ現在も土木工事に関して工事の積算、それから業務委託の積算についても、特に注意を要するところのチェック項目を重点に作っておりまして、そのチェックシートに基づいてチェックをかけているところではございますけれども、今回の事案につきましてはその項目の中に入っていなかったというところもございますので、新たにその項目を追加することと、従来どおりそのチェックリストの部分でチェックすべき項目っていうところをきちっとチェックして、今回のような事案が起きないよう再発防止に努めたいというふうに考えております。以上です。

○**塚田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 内容はよく理解するんですけど、やっぱり職員の意識啓発、これ今求められておると私は思うんですけど、その辺のところ部長、どのように感じておられますか。

○**塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

○**佐々木総合政策部長** 戸田委員が言われるとおりでございまして、これは一担当者だけの話でないというふうに思っております。今回も、今日は都市整備部が参加をしておりますが、予算の主務課は総合政策部でございます。また、こういった契約行為をする際の契約担当課も当然ながらチェックをするわけでございまして、要はそれぞれの部局がマンネリ化せずに我が事として点検をしていくという仕組みが必要なのではないかというふうに考えています。当然技術的な視点は、先ほど本干尾課長申したとおり、チェックシートなりで点検はできるのですが、今回はいわゆるケアレスミス、ヒューマンエラーに基づくものでございます。この点は、事務部局であっても点検はできたはずではないかというふうに考えてます。私ども含めて全庁的にこれは意識啓発を徹底してまいりたいというふうに

思つります。以上であります。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけど、やはりこういうふうに契約者の相手方にも迷惑かけたと、ましてや税金を使って損害賠償金も支出をしていくんだということを考えれば、やはりそういう職員の意識啓発というのは私は求められておるというふうに思いますので、十分に気をつけられたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

安達委員。

○安達委員 今まで委員の皆さん質問とかを聞いて、当局の答弁も聞いとったんですが、これからのこと少し、予定を聞かせてもらえるなら聞かせてもらいたいんですが。今回このようなことがあったんですが、本体工事に対して遅延は許されんと思うのです。そうなると再度入札をされると思うんですが、現段階ではどのように予定しておられるか聞かせてもらえますか。

○塚田委員長 中原都市整備課室長。

○中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長 本概略設計業務は、再入札を行いまして、本年度内に完了することを現段階では想定しておりますが、鉄道事業者との協議の経過や現地調査の結果によっては年度をまたぐ可能性はあるのではないかと思っております。それによりまして、来年度予定しております詳細設計、こちらのスケジュールがタイトになることが想定されますが、できる限り予定どおりのスケジュールで進捗できるよう調整等を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 今後のこと聞かせてもらったんですけども、予定は組んであるでしょうから、最大努力されて、今回の再発防止もこのように説明されましたんで、そういうことを踏まえながら、再入札ですか、入札を再度図ってもらえばと思いますので、ぜひそこはきっちりやっていただければということを要望しておきます。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 報告事項に直接関連することではないんですが、2枚目の資料で参考というふうに、入札執行結果というのありますね。この辺、私いつも感じるんですが、入札に関する資料で、この金額が税抜きの金額か、税込みの金額か、非常に分かりにくいです。だから議会に出す資料に関しては、見ただけでこれは税抜き、これは税込みというのが分かるように。一々ほかと比べて見ないと、この数字はどっちかなと、いつもそういう手間がかかるので。どういう記載にするかというのはお任せしますけど、見ただけで税込みか、税抜きか分かるようなそういうった資料にしていただきたいと思います。これは要望です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正について、当局から説明を求めます。

松本人権政策監。

○松本人權政策監兼人權政策課長兼男女共同参画推進課長 「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正についてでございます。

これまでの本委員会におきまして条例の改正に向け検討を進めていることにつきまして御報告をさせていただき、9月の委員会では条例の改正案とパブリックコメントの実施について御報告させていただいたところです。

本日は、10月に実施しましたパブリックコメントの実施結果について御報告をさせていただきます。

資料1に条例改正案ということで、修正の反映したものにつきまして新旧対照表つけさせていただいております。

まず（1）の実施概要でございます。募集期間でございますが、10月1日から10月29日までのほぼ一月ということで実施をいたしました。募集方法でございますが、ホームページへの掲載のほか、本庁及び淀江支所窓口、それから人權政策課、各公民館へ配置をいたしました。御意見の提出方法につきましては、電子メール、郵送、ファックス、窓口持参、電子申請といたしました。提出いただきました人数でございますが、団体として提出いただいた方も含みますけれども、14名の提出でございました。いただいた意見の総数といたしましては、50件ございました。

（2）の意見の概要と市の対応でございます。主な意見の抜粋ということで、全ての意見に対する対応内容につきましては、後日、米子市ホームページのほうへ掲載をいたすこととしております。

①条例内容を修正したものでございます。1、条例名でございますが、こちらにありますように、県と同じ名称ではなく、米子市独自色あつたほうがよいということで、条例名についての複数の提案もいただいたところでございます。対応といたしまして、いただいた御意見及び条例名の案を検討いたしまして、人權尊重都市宣言から続く本市の人權尊重のまちづくりへの流れに沿った条例名ということで、「人權尊重のまち米子市をつくる条例」といたしました。

2、前文の3段落目でございますが、「人權に関する諸条約が締結されているとともに」の前に「人種差別撤廃条約をはじめ」を例示として挿入してはどうか、という御意見でございますが、そちらのほうに条約の正式名ということで条文に追加をいたしました。

3、前文と第1条でございますが、複合差別ということについての追加、ということがございました。前文の4段落目、第1条の後半になりますけれども、条文を整理いたしまして、「複合的な差別」という言葉を条文に追記をいたしました。

4、第2条でございます。事業者の定義にインターネットで行われるものも含めるという御意見につきましては、条文整理をいたしまして、インターネットに関する活動を、括弧書きではありますが、条文の追加といたしました。

5、第4条でございます。市の責務の対象者に市民だけでなく事業者を追加するようという御意見でございましたので、対象者を市民及び事業者に修正をいたしました。

6、第5条でございます。人權侵害をしない、自ら差別及び差別を助長する行為をしないを追加する、という御意見に対しまして、条文を整理を行いまして、第1項でございますが、差別をはじめとする人權侵害を助長する行為をしない旨の条文を追加し、修正したところでございます。

2ページに替わります。②意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とするものということで、こちらの6つの御意見を頂戴したところでございますが、こちらにつきましては対応ということで、反映はいたしませんが、今後の参考とさせていただくことといたしました。

2、今後の予定でございますが、今後、令和7年12月定例会に向けまして、最終的な条文等の整理作業を進めて、議案上程をさせていただきたいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

○塚田委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 もろもろ御対応ありがとうございました。1点確認させていただきたいんですけど、第2条、改正案のところで出していただいているんですが、先ほどパブコメの御意見いただいて、2条の2のところ修正されてるんですけど、事業者が市内において事業または活動（いずれもインターネットを通じて行うものを含む）ということになるんですけど、どういった場合を想定されておられますでしょうか。

○塚田委員長 萩原人権政策課長補佐。

○萩原人権政策課長補佐 兼同和対策担当課長補佐 このインターネットで行われるものも含むというところでございますが、インターネットの事業や活動には多岐にわたる種類があります。例えばインターネットを通じて行われる商品やサービスを販売したりというところもそうですし、それから個人のSNSアカウントの運用などについても想定しているところでございます。その他全般を指しているものと考えております。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 この2条の2のところは事業者になってますので、そこでどういった団体さんですか、法人さんですか、どういった活動かなっていうので確認をさせていただいたんですけど。今、個人のところに関しても御答弁いただいたんですけど、個人のところに関しては前回も御報告いただいたように前文のところで記載がありまして、個人に関しては米子市内に限らず、これ見るとインターネット上の誹謗中傷とかそのところにも触れておられますので、その辺りで包含できるんじゃないかなっていうふうに考えるんですけど。パブコメの御意見もごもっともで、インターネットのところは注視しないといけないかなとは思うんですけど、この2条の2にあえて記載をされるとなると、どういった事業者さんの活動ですか、そういうところ想定されるのかなと思っての質問でしたが、いかがでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 前文等にインターネットのことも載せておりますけれども、やはりこここの第2条の事業者で市内において事業または活動ということで、こちらの条文だけですとイメージ的に、私の個人の見解かもしれません、米子の事業者さんというふうにイメージを持たれることがあるかと思いますが、ただ、先ほどの説明のように、本当に幅広くいろんなところからの事業ということも入っております。特にネットを介したものは今本当に当たり前のようになっているところがございますので、そういう意味でインターネットで行われるものも含むということで、こちらにあえて書くことによって、その事業の内容ということで幅広く思っていただけるので

はないかということで、インターネットということで掲載をさせていただいたところです。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、人権政策監さんのイメージということで御答弁いただいたんですけど、私が持っていましたイメージで、この2条の2のところの団体さんですとか活動っていう形になると、SNSの動画チャンネルのいろんな活動でしたりとか、SNSの各種サービスにおけるいろいろな活動ですとか、そういった方が米子にいて活動してるとか、米子のことに関して何か発信をされてるとか、そういったところになるんではないかなと。法改正もありましたし、そういったところも踏まえて、あえて条例でもここは入れられたのかなと思うんですが、よろしいでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 まさに奥岩委員が言われたとおりでありますと、今回パブリックコメント等でもいただいた意見が、事業の活動の定義というのが非常に曖昧であるという趣旨であったというふうに思います。近年では対面での活動というよりはむしろ、おっしゃったようにSNSでの活動というのが非常にインパクトもありますし、一般的になります。一方で、SNSを使つたいわゆる差別事案といいますか、人権侵害事案というのも非常に多く発生をしている状況でもございます。そういったことを踏まえて、あえて今回事業の活動というものに定義づけとしてそういった行動も含まれますよということを私どもとしては位置づけたいというふうに考えているところであります。

○塚田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 部長さんから御答弁いただきまして、ありがとうございました。私もそういったイメージで読ませていただいて、パブコメでも御意見いただきましたので、今の時代ですか、今後も想定して、あえて市の条例でこういったことを定めるっていうところは、このインターネットのところは重要なというふうに思いますので。この条例をつくって最後ではありませんので。何回か前の委員会のときも御説明がありましたけど、これをどう活用するかとか、どう市民の皆さんに意識啓発をしていくかというところが大事になりますので、なるべく共通のイメージを持っていただいて、こういうことを気をつけていきましょうねっていうのを、法律ではなくてあえて条例で定めていこうという考えですので、そういったところの発信もしっかりとしていただけたらなと思います。以上です。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 私から2点確認させていただきたいと思います。

まず資料1ページ目の1ですけども、条例名が「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」が、このたびの意見集約を図って「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に変更になった、という理解でよろしいでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 最初の案でございますが、差別だけじゃなくて、様々なハラスメントですとか、インターネット上の誹謗中傷等様々な人権侵害に対する包括的な条文にしようということで、最初に9月でお示しした条例案につきましては「人権尊重の社会づくり条例」とさせていただいたんですけども、やはり、よそと一緒にすることはどうかとか、県の条例ですとか、それからこの社会づくり条例という名前をつける自治体も多いということがございます。ここにありますように、独自色

と、それから米子市も人権尊重都市宣言ということで人権尊重の社会、まちづくりということはこの宣言の中にも入ってるかと思いますので、そういうものの流れをくんで米子市独自ということで、宣言から流れるような「人権尊重のまち米子市をつくる条例」ということで、御意見のほうも検討いたしまして、こちらにさせていただいたところでございます。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 御丁寧な説明ありがとうございます。そういうことで理解しました。

2点目の質問でございますけど、意見の趣旨を踏まえ、今後の参考とするものということで、5番目ですかね、罰則規定を設けるということで、これはこのたびの条例の改正の段階からずっと一貫して罰則規定は設けないという御趣旨で進んでおられまして、一貫性があるとは思うんですが、ちょっと気になるのが今後の国や県の検討動向を注視という一文がございまして。これ具体的に国や県の検討動向というのは、どういった流れなのかを具体的に教えていただけますでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 まず県のほうが、ただいま条例改正について検討しているということで新聞報道等もなされまして、その中で内容につきましては罰則規定も設けるというようなことについて検討し、またそれについての意見募集なんかもあったということが出ておりましたので、そういうことを踏まえ、どういった条例に改正になるか、それから国のほうにおいても法律でそういったものの罰則というようなこと、そういうものも載せたような法律ができるのかというところを、絶えず情報収集しながら運用等どのようにするか等も含めまして状況を注視していきたいということで、今回は罰則は設けないということをさせていただくところでございます。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 説明ありがとうございます。そうしますと、今回は条例として設けないけど、検討動向次第だとか、そういう声がやはりいろんな部分で上がってくれれば検討をすることもあるという理解でいいんでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 これはさきの委員会でも御説明したかもしれません、やはり差別事象というのを確定をしていくと、それに対して何らかの罰則を科していくということについては私どもは非常に慎重な姿勢を持っております。ですので、積極的に検討に入っていくという考えは現段階ではございません。

先ほど松本のほうからもございましたとおり、県で今インターネットでの侵害事案に対しての罰則規定というのが非常に議論されております。ただ一方で、やはりせんだったての会見でもあったように、かなり抑制的な運用にならざるを得ないというのが正直なところなんだというふうに思います。やはり法務局などでの人権侵害事案での対応ですか、ある程度の、強制力までいかないまでも執行力のある機関に委ねるというのは本来の筋ではないかというふうには考えてるところであります、県のほうでもどこまでできるのかということを今非常に検討されてるところでありますので、そういう動向を踏まえて、市民の皆様方そちらのほうにどう誘導すべきなのかと含めて引き続き注視をしていきたいというふうに思っています。市として積極的に現段階で罰則規定を設ける議論をする予定は

ございません。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 終始一貫しておられるんで、その体制自体は非とするものではございませんし、それでいいと思うんですが、私が言いたいのは、積極的にどうこうということではなくて、検討を考えていらっしゃるのか、いらっしゃらないかということなんです。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 考えているか、考えてないかということになりますと、今回も御提案申し上げてない以上は考えておりません。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

戸田委員。

○戸田委員 いい条例ができたなと私は思っておるところなんですが、先ほど奥岩委員からもあったように、このいい条例ができた暁には、やはり市民の方々に理解していただくこと、浸透を図っていくことが求められておると思うんです。

そうした中で、私、先般、米子市のコンベンションでありました米子市人権研究集会に参加させていただいたんですが、参加が少ない。そういう形を考えれば、やはり広報が浸透してなかつたのかなと私は理解しとるんですけど、やはりこれからこの条例を市民の方々に理解していただくことが必要だと思いますが、広報の仕方、その辺のところどのように考えておられますか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 これまで広報には努めてきたところですが、委員がおっしゃつたとおり参加の方が少なかったと。不十分な点はあったのかというふうに思っています。

今回の条例についても改正するだけでは全く意味がなくて、改正の意図ですとか、改正することによってどういうふうに市が皆様方に寄り添い方変わっていくのかということを、関心を持って受け止めていただく必要があるというふうに思っております。

資料で記載がございまして説明は割愛させていただいた部分がございますが、私ども、ガイドのようなものを作りたいというふうに思っております。なぜ今こういうことが求められているのか、それに対して私どもとしてどういうふうに抑止力を図っていくために取り組んでいくのか、あるいは市民の皆様方が簡単にできること。すごく難しく考えてらっしゃる方が非常に多いんですけども、例えば戸田委員が参加されたそういったフォーラムに参加すること自体が人権意識の高まりの一環でもございますので、まず皆様方が目の前でできることは何かということも分かりやすく御説明できるバイブルみたいなものを作っていくかと思ってます。それをもって皆様方への丁寧な発信に今後努めていきたいというふうに考えております。

○塚田委員長 戸田委員。

○戸田委員 いろんな方策を考えておられるようですが、やはりさらなる市民に対して理解していただくような方策を講じていただくように、これは要望しておきたいと思います。終わります。

○塚田委員長 ほかに。

大下委員。

○大下委員 住民の方から1件報告がありまして。目が悪い方が百円ショップに行って、

最近セルフレジがはやってるもんで、それでセルフレジのほうで対応したんですけど、見えなくて、それでもたついて、店員の方に目が悪いんですって言ったにもかかわらず、あんまり対応、配慮がしてもらえなかつたっていう事例が発生しまして。それで市の障がい者支援課のほうに連絡したらしいんです。そのときに消費生活センターのほうに電話を回されたということで、本当は市としても対応してほしかつたっていうことだったらしいんですけど。結局その後に消費生活センターのほうに連絡したら、そちらのほうが対応してくれた、あと県の障がい者の支援課にも連絡して、そちらのほうが今度は企業に対して抗議をした、でも企業からの返信はありませんっていうことらしいんですけど。

それでちょっとお聞きしたいのは、この9条の3「人権侵害行為を受けた者に対し、次条の規定による相談への対応その他必要な支援を行うものとする」ってなってるんですけど、ここら辺の支援体制、支援内容とかってどういうふうにつくられてるのか、お聞きしたいんですけど。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 御相談をいただいた方の支援でございますけれども、やはりお困りになったことについて、まずはしっかりと聞いて、それを整理して、そしてそれぞれの市のほう、他部署等関連するところにそれをきちんとお伝えする。そしてその際には一緒に同行して代わりにお伝えするなりして、しっかりとつないでいくこと。そして様々な御本人様にしていただくべきことにつきましては、そのやり方等と一緒にやって、最後まで完了するような形、またそしてその結果がどうなったかというようなことも含めましてこちらのほうの支援ということで、寄り添った、最後まできっちとさせていただくというような形を想定しております。個別に何をどうこうということはなかなか書きにくいんですけども、来られた方のお話をまずきちんとしっかりと伺って、そして最後まで寄り添って支援をしていくという、そういう体制で臨もうと考えてるところでございます。以上でございます。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 臨もうと考えてるっていうことは、まだ今はしてないっていうことでよろしいですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 失礼いたしました。相談に来られた方にできる限りのことをさせていただくということで今もやっております。10条に相談窓口の設置ということもありますので、さらにその後には体制が強化されるものと考えておりますが、当然最後までさせていただくということで、そういう気持ちで対応しております。以上でございます。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 言われることは分かるんですけど、実際の対応が消費生活センターに回すこと、本当の最後までの対応だったのかって考えると、条例はつくったはいいんですけど、職員の方まで考え方が浸透してるのか。最後まで対応できる体制が本当にできてるのかっていうの考えると、やっぱり条例をつくって終わりじゃなくて、そこはちゃんと市として、住民の方に対してもそうなんんですけど、職員に対しても、きちんと対応できるように体制を整えるべきだと思いますし、やっぱり職員の方の意識向上に取り組んでもらいたいと思

いますが、そこら辺は部長、どうでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 市民の皆様方からの御対応に関して、そういった人権配慮の姿勢で対応していくと。そこだけではなくて、お客様に満足度を高めていただくという形でのサービス、これは日頃職員に対しての研修、啓発などは当然ながら現段階でも行っているところであります。

一方で、そういった、不適切と言っていいかどうかはちょっと置いといて、不快に感じられる事例というのはまだあるわけでございまして。そこへの対応として私どもの一つの反省点として、人権という観点で申し上げますと、やはり一般的な窓口はあるんですけど、専門の窓口がなかったということが一つ課題意識としてはございました。また、せんだつてのアンケート調査でも、これは令和4年度行ったところでございますけど、そういったお声も強かったということもありまして、今回新たに人権の専門の窓口を設けさせていただくということにした次第でございます。そこにはこれまでと違って、これはちょっと予算も絡む話ですんで、また議会の皆様方と御相談しながらになりますが、専門の職員を配置する形ができるだけ横断的に、丁寧に対応させていただくということをしてみたいというふうに考えております。その上で必要になってくるのは、横断的に対応するときにそれを受け止めるほかの部署が同じスタンスで対応できるかということ、これも一緒に取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますので、並行して職員の啓発、意識の徹底については取り組んでいきたいというふうに考えております。以上であります。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 市民の方の目線に立って、横断的に、最後まで支援に取り組んでもらいますよう要望します。

あともう1点、令和6年4月1日をもって障害者差別禁止法が改正されて、合理的配慮が企業に対しても求められてるはずなんんですけど、以前議会でも質問したんですけど、その合理的配慮が企業に対して浸透してないと思われる。あいサポート研修というのはあくまでもあいサポート運動に賛同する企業のみが研修を受けてる状態で、それで実際百円ショップとかそういった賛同してないところに対してはその情報が行ってないのが今の現状じゃないかと思うんですけど。そこら辺は今後どういったような対応とか考えられてますでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 これは今、主に福祉当局のほうで実施をされているのだというふうに思います。あいサポート運動も含めて、障がい者雇用の関係ですと経済部当局が関係するかもしれません、企業の皆様方、合理的配慮をする場合には結構いろいろな部局がまたがります。例えばオフィスをバリアフリー化していくとなればこれは都市整備部の絡みも出てまいりますし。多分横断的に企業の皆様方の意識の徹底といいますか、研修といいますか、そういったところはなかったのかもしれません。これを今後、福祉当局だけで行うべきなのか、あるいは人権だけでも当然できませんから、今回の条例を契機にして、そういった部局横断的な、いろんなテーマがあると思うんですけども、そういったことができるよう、これ私どもとしても意識して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 住民だけでなく、企業のほうにもしっかりとそれが浸透していって、障がいの方もちゃんと暮らしやすいような社会にしていただきますよう要望いたします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

安達委員。

○安達委員 今回このような報告案件が出たんですが、最初に、パブリックコメントの件数が非常に多かったというふうに思いました。それぞれの内容は分かりませんが、こういったパブリックコメント、今までいろんな報告案件に載ってくるんですが、少ない中で、今回はかなり多かったなというところでは、市民の関心が非常に多いところを見受けるところがありますので、ぜひそれは担当部局は真摯に受け止めてもらって、これから広報する際に内容も含めて、今回随分改正されておりますので、それを広めてもらえばと思いますので、そこはよろしくお願ひします。

最近もう1点感じたことなんですが、お医者さんに行って待合の時間にずっと見てたら、ステッカー、ポスターが貼ってあって、ハラスマントを禁止します的な表現でした。カスハラって言われる行為だと思うんですが、そういったことは慎んでいただきたい旨の表記がしてあった。そういうことが市内でもかなりあるんだろうなと思ってますので、こういった条例改正に伴って、実効性のあるものを、先ほど来市内の事業所のことが指摘されておりますので、ぜひそういった行為を受ける側として人権を侵害するようなことは禁止、というのはあってもいいかなと思います。

それともう一つ、これはスーパーで行って感じたことなんですが、ネームプレートがあるんですが、研修中って書いてあるんですね。今まで氏名、例えば安達って書いてあることはよく見たんですが、今表記しませんと言われました。これもカスハラにつながるようなことが最近あるのかなと思うんで、人の人権をおとしめるようなことがあってはならないと思います。

そういったことを思いながら、今回この改正で実効性あるものにしてもらう、それからこの施行に当たっては、職員さんにも徹底的に研修をしてもらいたいということと、地域には小地域懇談会というのが展開されますので、そういったところでこのような案件をしっかり住民にも広報していただきたいと思うんですが。要望ですけれども、もし答弁がありましたらお願ひしたいと思います。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 おっしゃるとおりで、新しく条例をつくりまして、その中身を皆様にちゃんと理解をいただいて、そしてそれを実行にいただくということが大切かと思いますので。いろいろな事案ということで今お話しも伺いましたので、やはり小地域懇談会、地域の皆様に人権について考えて学習をいただく場でございますので、そういったときの学習の資料としてそういったものを集めたりとか、具体的な事例ということでも皆様に知っていただいて考えていただくような取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○**土光委員** 先ほど大下委員が指摘した百均の例、その問題意識の下に質問したいんですが。この条例ができることによって、今よく言われてインターネットで誹謗中傷の書き込みとか、それに対応するためには、まずその投稿者を特定するということがある意味で第1段階だと思ってます。そういうたネット上で人権侵害を受けた方が米子市に相談をしたときに、この条例ができると様々な体制が整うことによって、市はどこまで対応することができるのか。逆に、相談する市民は、市にどこまで対応してもらえることを期待できるのか、というのをお聞きしたいと思います。

○**塚田委員長** 松本人権政策監。

○**松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長** インターネット上の投稿による誹謗中傷の対応ということでございますけれども、我々行政のほうでもネットモニタリングということをしつつ、削除要請等は現在もしております。また、新たに相談体制も強化を図るところがございますので、そういうた相談を受けましたら、御本人様が削除申請をされる際のその手続と一緒に、最後のここを押せば完了するというところまで寄り添って、やり方をお伝えしながらそこにたどり着くような、御本人様に対してはそういう支援をしていこうと考えております。

あわせましてまた、県とも連携等しておりますネットモニタリングにつきましては、引き続き不適切な投稿がありましたら削除の要請をする、そういうたものは続けていきたいと考えております。以上でございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 削除要請はそうだと思うんですが、例えば投稿者の特定をするためにはプライバシーとか開示請求、これはかなり専門的な知識とかないとなかなかすることが難しいんですが、そういうた具体的な手続、場合によっては弁護士、専門家の助けも借りることが必要になるかもしれないですが、そういうたことに関して、市は言葉では最後まで寄り添って支援。この最後までというたは実際に具体的な手続をすること、単にやり方を伝えるだけじゃなくて、その手続自身を市も寄り添ってやっていく。そういうたことをするというのがこの条例で目指すところだと思っていいですか。

○**塚田委員長** 松本人権政策監。

○**松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長** 相談された方が削除要請されて、その先の開示請求等々の手続を望まれるのでしたら、そういうた手続を具体的にどうすればいいか、弁護士さん等に依頼をするということであればそういうたの手順等につきまして具体的にどうするかということを一緒になって調べ、同行させていただく等いたしまして、望まれることができるように側面支援をさせていただくということで寄り添う体制としては考えております。そういうた手順が分からぬという方が大半かと思いますので、一緒になってどうすればいいかということで作業を進めていく、そういうたものを支援というふうに考えております。以上でございます。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の答弁では、やはり手順とかやり方、分かるようにちゃんと説明して、それをできるとここまで支援する。ただ、そのするということがかなり一般の市民にとってはハードルが高いし、場合によっては費用がかかる可能性もあります。例えばそういうた手続を、もちろんケース・バイ・ケースで、問題だと思うことに関しては、市が代行すると

か、そういうとここまでやるということは考えていますか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 結論から申し上げますが、代行までは当然ながら考えておりません。今回情報流通プラットフォーム法が改正されて、土光委員がおっしゃる開示請求という手続もやりやすくなっています。以前ほどは弁護士の手を借りなくともできやすくなっている、様式も非常に簡略化されてるというふうには伺っておりまして、せんだっての報道でも、その効果もあって大幅に開示請求の数が増えてるという状況もございます。

一方で、開示請求の手続が不案内な方というのはまだまだ非常に多いし、そもそもそういう手続があることすら知られてないという現状はございますので、もし希望される方がいらっしゃったら手続を御案内する、また書き方で不安なところがあつたらサポートさせていただくという、事務的なサポートはさせていただきたいというふうには考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 先日の同和問題対策審議会で、この条例に関するいろんな意見、やり取りがあったと思います。そのときにある委員から、今の私とほぼ同じような質問というか、やり方を分かるようにちゃんと説明して、あとはやってください、それでは駄目だと。やっぱりそこで終わっては駄目なんじゃないかというふうな要望、質問があって。それに対して部長は、様々な形でお手伝いをする、踏み込んだ形で考えていきたい、というふうな答弁をされたと思うんですが、その踏み込んだ形で、というのは具体的にどういうことをお考えになっているということでしょうか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 これまで御相談があった場合には、様々なお手伝いといいますか、情報の提供なんかさせていただいたと思いますが、恐らく事務的なサポートまではしていなかつたのじゃないかなというふうに思います。私どもまだそこまでの専門性が高いわけでございませんが、専門性の高い職員を今後も配置したとして、そういう職員、スタッフが、どういうふうに書いたら開示請求はしやすくなるのかといった勘どころも含めてアドバイスをさせていただくことは可能になろうかなということで考えているところであります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だからそういうことをするためには、専門的な職員を配置して、ちゃんと相談できる体制。専門的な窓口を設置する、そこに専従というか、専門職員を配置する、そういう体制はしないと駄目だと思うので。これは要望になりますが、そういうことをやろうとするとその職員も専門的な知識も必要だし、それから継続的に行っていける、そういう体制も必要だと思うので、今後、多分職員配置に関して予算関係でも出てくると思いますが、そういう専門的知識をきちっと得られて継続的にその業務をやっていける、そういう体制で仕事ができる職員を配置してほしい。例えば会計年度任用職員では私は不足だと思うので、継続的に専門的な知識もちゃんと生かせる、そういう職員を配置してもらえるような予算要求が出ることを期待します。

続けていいですか。

○塚田委員長 はい。

○**土光委員** それからあと今日の資料で2ページの、パブコメの意見と対応、3番で「努めなければならない」「努めるものとする」という表現、これに関して意見が出て。市の対応は読めば分かりました。ちょっとお聞きしたいのですが、条例を含めた法的な効果として、条文で「努めなければならない」という表現と「努めるものとする」、これ違いがありますか。

○**塚田委員長** 樋口人権政策課担当課長補佐。

○**樋口人権政策課人権啓発担当課長補佐** 「努めなければならない」と「努めるものとする」という表現でございますけれども、「努めるものとする」という表現方法は、努めるようにお願いするという依頼のような文言となっております。「努めなければならない」というのは、「努めるものとする」よりも、ねばならない、という表現方法になっておりますので、より強力な責務の表現となっております。以上です。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だからここに法的な効果。例えばですが、ある条文で何々しなければならないという条文があったとして、それに違反した行為があったということに関して、条文でしなければならないと書いてるからこれは条例違反じゃないか、というふうに多分言えると思います。それが同じ内容を何々するものとするという条文があって、そういうことしなかった。これ条例違反だと言えるんですか。

○**塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

○**佐々木総合政策部長** 条例違反云々の話もございますが、そもそもこれは努力義務規定でございますので、これをもって何か罰則があるというものではございません。ただ、条例の理念に沿ってない行為であるということは言えるのではないかというふうに思います。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 努力義務というのは分かりました。だから条例の趣旨に沿ってないということに関して違いは出てきますか。

(発言する者あり)

○**塚田委員長** 反問権どうぞ。

○**佐々木総合政策部長** 御質問の趣旨は「努めなければならない」と「努めるものとする」の中での違いですか。

○**土光委員** はい。

○**塚田委員長** 佐々木総合政策部長。

○**佐々木総合政策部長** 先ほど樋口が申したとおり、これは姿勢の問題が非常に強いかというふうに思っております。表現として「ならない」というのは、当然ながら強い意思を示すものでございますので、そういう意味では「ものとする」と比べますと、私ども条例を提案する者として主体としての意思を強く示したいということで、こういう表現をさせていただいたと。ただ、それをもって、相手方に対しての効果が大きく客観性を持って変わるとかいうと、恐らくそういうことではないのかなというふうには考えています。

○**塚田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 読んだときの印象はかなり異なってくるけど、実際、私自身は、条例上というか、法律的な効果は基本的に一緒だと思っていて、その辺で私の思っていることが妥当かどうかをちょっと確認したくて質問をしました。

あともう一つ、これは前回でも言ったことですが、9条で人権侵害行為、(1)から(4)まで並べているということに関して、(4)の不当な差別的取扱い、つまり人権侵害行為は不当な差別的取扱いというふうに。前回も同じような指摘をしましたが、なぜ不当な、をつけるのか。つまり差別的な取扱いというのは人権侵害行為と言えるのではないかということで、不当な、をつけると差別的行為であっても不当でない行為もあるような、そういうふうに読めてしまうということを申しました。だからそれでも条文として、不当な、をつけるんだったら、不当でない差別的行為はどういったことか、ちょっと例示してほしい。

それから条文で、この不当な、を取り除いて、差別的行為というふうに書いてしまうと何か不都合が出てくるのか。その辺の説明お願いします。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長 差別という言葉につきましては、人権で不当な差別ということになろうかと思います。この条文の中には差別という言葉がたくさんのところに出ており、例えば前文等にも差別という言葉がありますが、そこについてはその前に様々な部落差別や人種、国籍等々の理由とする差別という形で、前がついての差別になります。もともとこちらがついているので不当な差別ということがありますし、不当な不当なというふうな二重のそういう言い方という文章のつくり上のことと、それからここの第9条につきましては、その前後の文章のつくりということで、差別は不当なものであるけど、してはいけないということを強調する上でこの不当なという文字をこちらのほうには残しているということで、法務担当ともその辺の違いということで確認をして、こちらの9条については差別は不当なものであるけれども、それを不当であるということを強調するために不当な差別という記載方法をしておるところでございます。以上です。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 恐らく前回も同じ議論があったかと思いまして、そのときは樋口が答えたかと思うんですけども、差別という言葉にいろんな意味合いがあると。ここではあくまでもネガティブなイメージの差別というのを想定した記載があるわけでありますけども、使い方として、例えばあるサービスを展開するときに他の商品と差別化を図るとか、いわゆる必ずしもネガティブじゃない使い方での差別という使い方もある。そのためにそういう使い方の差別と区分するためにここはあえて不当というのを入れさせていただいたという答弁を前回させていただいたというふうに思います。今回の答弁も基本的にはその内容と同趣旨とさせていただきたいと思います。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 言葉の問題だけど、ちょっと私もいろいろ調べたのですが、不当でない差別というのは、要は区別という。ただ、その区別というところを差別、先ほど例示していただいた差別化を図るとか、それはそういう使い方をされるのかなと、言葉としてはそういうふうに思いました。逆にだからこの不当な、を取り除く、つまり人権侵害行為として4、差別的取扱いとそのまま書くと、何か不都合ありますか。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 不都合があるかないかといったら、答えにちょっと窮するところはございますが、よりこの差別的取扱いという意味を明確化するために、曖昧な表現とし

ないために不当な、を入れるべき、入れることが適切だろうということで私ども判断をしているところであります。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから言葉の取り方、読み方、その差別という言葉を区別とほぼ同じように使われると。それは分かっているつもりです。

ただ、とにかく不当な差別的取扱い、これが人権侵害行為だというふうに言うと、何かやって、これは不当でない差別だ、みたいな。書くことによってそういったことが起こるのではないかと。もう差別は差別、駄目なもの、というふうにはつきり言ったほうが明確かなというふうに思います。

特にこの条例の元は、あらゆる差別をなくすという条例ですよね。あらゆる差別ですよね。今回は不当な差別を問題にしてる。何かそこに乖離があるということもちょっと念頭にあって、私自身はこの不当な、というのはないほうがいいかなとやはり思うのですが、再度その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○塚田委員長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 私どもとしては、先ほど来御説明しておりますとおり、やはり言葉の意味合いというのを曖昧にすべきではないということで、このような表現は取らせていただいております。御指摘の趣旨はよく受け止めた上で、再度精査はしたいと思っておりますが、現段階で、不当な、ということを削除する考えはないところでございます。以上であります。

○塚田委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○塚田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午前11時38分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田 佳充